

岐阜県経営体育成強化資金利子助成補助金交付要綱

平成29年3月27日農経第1600号
最終改正 令和6年4月1日農経第68号

第1 通 則

県は、県内における新規就農を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成により地域産業の発展を図るため、県内で新たに農業を開始するものが株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）又は公庫の受託金融機関（以下「融資機関」という。）から経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金を言う。以下同じ。）の融資を受ける場合に、当該融資を受けるもの（以下「借受者」という。）に対し、予算の範囲内において利子助成補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 利子助成条件

県は、借受者が公庫又は融資機関から借り入れる経営体育成強化資金のうち、以下の各項について各号のいずれかを満たすものについて、利子助成を行うものとする。

1 対象者

- (1) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65条）第14条の5第1項に規定する認定就農者を言う。以下同じ。）
- (2) 原則として5年以内に、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けたもの。）となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないもの（経営改善資金計画に基づき資金を借り入れる場合に限る。以下「農業参入法人」という。）

2 貸付金の使途

- 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）に定める経営改善資金計画（以下単に「経営改善資金計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の（1）から（9）までの資金
- (1) 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良又は造成に必要な資金
 - (2) 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するための防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金
 - (3) 農業者が、農地等について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対応する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - (4) 農機具、運搬用機具について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - (5) 果樹の新植、改植又は育成に必要な資金
 - (6) オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成に必要な資金

- (7) 家畜の購入又は育成に必要な資金
- (8) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善を図るために必要な施設（農機具及び運搬用機具を含む。）の改良、造成又は取得に必要な資金
- (9) 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（以下「事業再生支援資金」という。）並びに1の（2）に掲げるものに限る。）

第3 利子助成承認申請及び承諾等

- 1 借受者は、公庫又は融資機関から経営体育成強化資金の貸付けの決定に係る通知（以下「貸付決定通知」という。）を受けたときは、経営体育成強化資金利子助成承認申請書（以下「利子助成承認申請書」という。）（別記第1号様式）に、借入申込書類一式及び貸付決定通知の副本を添えて知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の利子助成承認申請書の提出があった場合は、第2に定める基準により利子助成の対象事業として適当であるかどうかを審査し、適当であると認めたものについて、借受者に経営体育成強化資金利子助成承諾書（以下「利子助成承諾書」という。）（別記第2号様式）を交付する。
- 3 借受者は、借入時の利率が利子助成承諾時の利率から変更された場合及び借入金額、償還日、または償還金額等に変更があった場合は、経営体育成強化資金利子助成承諾変更等申請書（以下「変更申請書」という。）（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

ただし、貸付利率が、貸付決定通知のあった日と資金を借り入れた日の2点において単なる金利改定に伴って引き下げられた場合であり、借入金の内容に変更がない場合で、第4の1の規定による借入報告書の提出により知事はその内容について十分了知できるものである場合については、変更申請書の提出を省略することができる。
- 4 知事は、3の変更申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認めたものについて経営体育成強化資金利子助成承諾変更等承認書（以下「変更承認書」という。）（別記第4号様式）を借受者に交付する。
- 5 条件変更後に県が支払う利子助成金の総額は、利子助成承諾時の条件で算出した利子助成金の総額を超えないものとする。

第4 資金借入後の報告等

- 1 借受者は、公庫又は融資機関から資金を借り入れたときは、速やかに経営体育成強化資金借入報告書（別記第5号様式）に、当該資金に係る借用証書の副本を添えて知事に提出するものとする。
- 2 借受者は、資金の借入れを中止したときは、変更申請書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、2の変更申請書の提出があったときはその内容について審査し、適当と認めたものについて変更承認書を借受者に交付する。

第5 資金管理

- 1 資金使途

資金使途が融資制度の趣旨から逸脱し、違法、不法又は不適正と認められる場合には、利子助成金の打ち切り、遡及返還の措置を講ずることがある。
- 2 報告書の提出
 - (1) 延滞状況報告書

借受者は、毎年12月31日における延滞状況について、1月後までに経営体育成強化資金延滞状況報告書（別記第6号様式）により知事へ報告すること。

(2) 繰上償還報告書

借受者は、繰上償還を行った場合は、速やかに経営体育成強化資金繰上償還報告書（別記第7号様式）により知事へ報告すること。

3 債務承継にかかる借受者の変更

(1) 借受者は、第3の2の規定による利子助成の承諾を受けた本資金に係る債務の承継をしようとするとき（債務の承継をするに至ったときを含む）は、変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 知事は、(1)の変更申請書の提出があった場合において、その債務の承継が次に掲げる要件を満たすと認められるときは、変更承認書を融資機関に交付する。

ア 当該債務の承継について、十分な必然性及び因果関係があると認められる場合（相続、法人化、保証人の債務の引き受け等）。

イ 当該債務の承継を引き受けるものが農業を営む者であること。

ウ 当該債務にかかる融資対象施設等の使用目的に変更がなく、引き続き農業経営改善のために使用されることが確実であること。

第6 利子助成金の額等

1 補助金交付の対象となる経費は、借受者が第3の2に掲げる利子助成承諾書の交付を受けた資金について、公庫又は融資機関に支払う利子相当額とする。

2 補助金の交付期間は、貸付当初12年間とする。

第7 利子助成金の交付申請及び実績報告

1 利子助成金の交付申請をしようとする借受者は、前年12月31日までに利払い期が到来し、前年1月1日から前年12月31日に支払った利息（但し、前年1月1日から12月31日の約定利息の額を上限とする。）に係る利子助成金について、経営体育成強化資金利子助成補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（別記第8号様式）を毎年度2月15日までに知事に提出するものとする。

2 借受者は、前項の交付申請書の提出に当たり、あらかじめ公庫に対し支払利息明細書（別記第9号様式）の作成を依頼し、作成された同書を交付申請書に添付するものとする。

3 第1項に規定する交付申請書は、規則第13条の規定による実績報告書を兼ねるものとする。

第8 利子助成金の交付決定及び額の確定

1 知事は、第7の交付申請書を受理したときは内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付の決定を行い、速やかに経営体育成強化資金利子助成補助金交付決定通知書（別記第10号様式）（以下「交付決定通知書」という。）を借受者に交付するものとする。

2 第1項に規定する交付決定通知書は、規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知を兼ねるものとする。

3 知事は、第1項に規定する交付決定通知書を交付したときは、公庫又は融資機関に対し、その旨連絡するものとする。

第9 利子助成金の交付

1 借受者は、補助金の交付の決定後、速やかに経営体育成強化資金利子助成補助金交付請求書（別記第11号様式）（以下「交付請求書」という。）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の交付請求書の提出があった場合は、これを受理した日から 30 日以内に借受者へ補助金を交付するものとする。

第 10 利子助成金の打ち切り等

- 1 知事は、利子助成にかかる本資金を借受けた者がその借入金を目的以外に使用したときは、借受者に対する利子助成金を打ち切ることがある。
- 2 知事は、借受者の責に帰すべき理由により借受者がこの要綱、又は利子助成承諾書の内容に違反したときは、借受者に対する利子助成金を打ち切り、又は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

第 11 報告の徴収

借受者は、知事が利子助成を行った資金の借入れに関し報告を求めた場合又は当該借入れに関する帳簿、書類等の調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

第 12 書類の提出

この要綱に基づく書類の提出は、第 9 の 1 に規定する交付請求書を除き、農林事務所を経由してすることができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。